

平成25年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策

NO.1

番号	署等	発生日時 経年数	性別	年齢	事業	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
1	岐阜	H25.6.17 (月) 10:00 頃 19 年	男	53	造林	約1 週間	伐倒作業 (枝払)	当日、被災者は同僚5名と伐倒、集造材作業に従事していた。(伐倒1名、集材3名、造材1名) 10時00分頃、被災者は伐倒・枝払に従事していた同僚にスギA(胸高直径30cm、樹高23.7m)を伐倒するよう指示した後、スギAの斜面下方23.4m地点にある伐倒済のスギB(胸高直径28cm、樹高21.5m)の枝払い作業に従事していた。 同僚はスギAをスギEとスギFの間に向けて伐倒しようとしたが、伐倒方向が狂い被災者の方向へ倒れた。 被災者はスギAが自分の方向へ倒れて来るのに気づき、その場(窪地)に体を沈めて避けた際に腰等を打ち受災した。	1. 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。 (2)事業者は、伐木の作業を行なう場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者(以下本条において「他の労働者」という。)に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行なわせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。 (3)前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。伐倒の合図と退避確認の徹底を行うこと。(労働安全衛生規則第479条) 2. 会員は、立木を伐倒する場合には、立木の樹高の1.5倍の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。(林業木材製造業労働災害防止規程第16条) 3. 会員は、伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。(林業木材製造業労働災害防止規程第26条)
2	富山	H25.7.8 (月) 11:30 頃 5 年	男	30	治山	約3 ヶ月	復旧治山 工事 (重機 運 転)	当日、7時50分に現場事務所へ出勤した被災者は、同僚4名(現場代理人A、監理技術者B、作業員CD)と作業打合せ及びリスクアセスメント危険予知を実施した後、作業員CDは型枠設置作業へ、被災者は7月6日の大雨によって床固工上流部に流入した土砂の処理及び仮締切堤の復旧・補強を行った。 11時30分頃、作業を終了して他の現場へ移動するため重機を自走中、突然、資材運搬路の路面が沈下し始め重機が傾き、その反動で左足がキャビン外に出たため、傾いた重機と巨石石積護岸の天端コンクリートとの間に左足首を挟まれ受災した。	1. 大雨後等に作業を行う場合には、現場で使用する道路等の点検を行ってから実施する。 2. 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。(労働安全衛生規則第154条) 3. 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。(労働安全衛生規則第157条)
3	南木曾	H25.7.16 (火) 11:00 頃 5 年	男	54	林道	約 60 日	林道維持 修繕(工 事状況の 確認作 業)	当日、被災者は木曽営業所にて業務打合せを行った後、小川殿(川戸沢)林道の崩土除去作業の状況確認を行うため林道を走行中、11時00頃にクシャミを連続した際、運転操作を誤り車両が同林道から約77m下に転落した。(林地傾斜約52度) なお、被災者は、転落中に約17mの地点で車外へ投げ出されたものと推定される。(シートベルトは装着していた)	1. 安全速度(設計速度以下)を必ず守る 2. カーブの手前ではスピードを落とす 3. 下り坂ではエンジンプレーキを必ず併用する 4. 路肩部分の走行は避けるとともに、林道上の落石等をハンドル操作で回避しない 5. 方向転換及び対向車とのすれ違いの際は、待避所又は幅員の広い箇所で行う

平成25年度 請負事業体等における休業4日以上の災害発生状況と対策

№.2

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
4	南 信	H25.7.22 (月) 16:30 頃 5 年	男	38	造林	約 1 ヶ月	集造材 作業 (造材)	当日、被災者は同僚7名と、集造材作業（作業道上での造材作業）に従事していた。（タワーヤーダ1名、玉掛3名、造材2名、枝払2名） 15時30分頃、午後の休憩後の作業を始め、休憩後5回目に集材したヒノキ（胸高直径28cm、材長17.5m）の玉切作業を同僚と行なった。 16時20分頃、造材された4番玉の枝払い部分（枝の径6cm）の化粧直しを行った際、枝の木口でチェーンソーが反発し、左足甲にソーチェンが当たり被災した。	チェーンソーの反発力（キックバック、プッシュバック、プルイン）に注意し、ガイドバーの先端部上側だけでは切らない。 1. キックバック＝チェーンソーが木材や障害物に当たってガイドバーが作業者に向かって跳ね上げられる状態 2. プッシュバック＝下から上への切断中に挟まれたりした場合、チェーンソーが作業者に向かって戻ってくる状態 3. プルイン＝上から下への切断中に挟まれたりした場合、チェーンソーが木材に向かって引かれる状態
5	岐 阜	H25.7.26 (金) 9:10 頃 19 年	男	56	造林	約 3 ヶ月	伐倒作業	当日、被災者は同僚3名と存置箇所の伐倒に従事していた。（伐倒4名） 午前9時10分頃、ヒノキA（胸高直径18cm、樹高9.2m）を伐倒したところ、伐根から1.4m斜面下方の地点でかかり木状態（A'）となったため、手で押し倒そうとしたが倒れなかった。 このため地上高77cm（切断径18cm）の箇所でかかり木の元玉切りを行ったところ、伐採と同時に足元が滑り左足首を外側へ捻ったところへ、伐倒木の元口部（A''）が落ちてきたため被災した。	かかり木が生じた場合には、「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインの策定について」（平成14年3月28日付け 基安発第0328001号 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長）及び、林業・木材製造業労働災害防止規程第20条に基づき適切に処理すること。
6	中 信	H25.8.8 (木) 10:50 頃 15 年	男	65	造林	約 3 ヶ月	集造材作 業（荷掛 準備）	当日、被災者（荷掛準備作業）は現場代理人と同僚5名（A・B（荷掛手）、C（集材機運転手）、D・E（造材手））で集造材作業に従事していた。 10時50分頃、被災者はクリ伐倒木（元口径34cm、材長14.4m）の集材に支障があると考え、クリの枝をチェーンソーで切断した。 切断と同時にクリが動いたため急いで逃げたところ、動いたクリとカラマツの伐根（径16cm、地際から30cm）との間に右手が挟まり被災した。	1. 事業者（労働者）は、造材の作業を行なうときは、転落し、又はすべることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又はすべることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。（労働安全衛生規則 第480条抜粋） 2. 会員は、造材の作業を行う場合には、作業者に、造材しようとする材が転落する危険がないかを点検させ、転落する危険が予想されるときは、杭止め等の措置を講じさせなければならない。 (2)会員は、玉切りした材が転落するおそれがある場合には、作業者に、その材を安定した位置に移すこと等の措置を講じさせなければならない。（林業木材製造業労働災害防止規程第30条）

平成25年度 請負事業体等における休業4日以上の災害発生状況と対策

№.3

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
7	飛騨	H25.9.9 (月) 15:00 頃 17 年	男	46	造林	約 40 日	造材作業 (伐倒木の除去)	当日、被災者（班長）は同僚5名と伐倒木の除去作業を、2名体制で歩道（被災地）、土場、河川の3箇所に分かれて行っていた。 15時00分頃、被災者は歩道上に倒れていた伐倒木A（カラマツ材長10m、元口径22cm、全木）を除去するため、チェーンソーで元口から4mの位置（径20cm）を一旦切断し、更に中間付近（径21cm）で切断したところ、伐倒木Aの上に載っていた伐倒木B（カラマツ材長13m、元口径27cm、全木）が転動し（約2m）、被災者の右足下腿部分に覆い被さるように当たり受災した。	1. 重なり合った材の造材を行なうときは、上の材から造材を行う。 2. 事業者（労働者）は、造材の作業を行なうときは、転落し、又はすべることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又はすべることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。 （労働安全衛生規則 第480条抜粋） 3. 会員は、造材の作業を行う場合には、作業者に、造材しようとする材が転落する危険がないかを点検させ、転落する危険が予想されるときは、杭止め等の措置を講じさせなければならない。 （2）会員は、玉切りした材が転落するおそれがある場合には、作業者に、その材を安定した位置に移すこと等の措置を講じさせなければならない。（林業木材製造業労働災害防止規程第30条）
8	東濃	H25.9.26 (木) 14:40 頃 4 年	男	33	造林	約 14 日	伐倒作業 (伐倒の支障となる灌木等の処理)	当日被災者は、同僚6名（伐倒3名（うち被災者、現場代理人含む）、集材機運転手1名、荷掛手1名、荷卸・造材手1名）とともに保育間伐作業に従事していた。 被災者は伐倒を行うための準備作業として、支障となる灌木等の除去作業を行っていた。 14時40分頃、林内地面に重なって倒れていた枯木3本が支障となり、足場の確保ができないと判断し、中腰で手を伸ばした状態（及び腰）で、樹高3mのシロモジを地上高1m（直径3cm）の地点で伐採したところ、チェーンソーがキックバックして、被災者の左上腕外側に当たり受災した。	チェーンソーのキックバック（4号災害参照）及び無理のない姿勢での作業に留意する。
9	東信	H25.10.5 (土) 11:15 頃 6ヶ月	男	19	造林	約3 週間	つる切作業	当日は始業前のミーティングを実施後、被災者と同僚2名の計3名でつる切作業に従事していた。 11時15分頃、被災者がたるんだつる（太さ約2.5cm）を左手でつかみ右手で鉋（逆鉋）を振り下ろしたところ、鉋がはじかれてつるを持っていた左手親指に当たり、1.5cm程度切創した。	鉋等の刃物を用いて作業する場合には、対象物等の状況を確認のうえ適切な方向から使用し、刃物災害の典型的な原因である「手元の狂い」を未然に防止する

平成25年度 請負事業体等における休業4日以上の災害発生状況と対策

NO. 4

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
10	南木曾	H25.10.18 (金) 14:00 頃 30 年	男	65	生産	約 3～4 週間	造材作業 (伐倒木の枝払い)	当日被災者は、同僚3名と集造材作業（枝払・荷掛）に従事していた。（同僚A：先山末木枝条片付け、同僚B：プロセッサ・荷外、同僚C：集材機） 14：00頃、伐倒木（ツガ：胸高直径60cm、材長13m、欠損木）の枝払作業（根元側から7.1m付近）を行っていたところ、伐倒木が何らかの原因で被災者側へ回るように動き、長めに残っていた伐倒木の枝（太さ10cm、長さ50cm）と、既に切り離されていた枝条の間に右足が挟まれ被災した。（被災者は材より斜面上部で作業していたため、手前に回ることを予想できなかった）	1. 事業者（労働者）は、造材の作業を行なうときは、転落し、又はすべることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又はすべることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。（労働安全衛生規則 第480条抜粋） 2. 会員は、造材の作業を行う場合には、作業者に、造材しようとする材が転落する危険がないかを点検させ、転落する危険が予想されるときは、杭止め等の措置を講じさせなければならない。 (2)会員は、玉切りした材が転落するおそれがある場合には、作業者に、その材を安定した位置に移すこと等の措置を講じさせなければならない。（林業木材製造業労働災害防止規程第30条）
11	中信	H25.11.18 (月) 10:30 頃 16 年	男	38	治山	約 3 ヶ月	伐倒作業 (本数調整伐)	当日、被災者は同僚11名と、本数調整伐作業に従事していた。 8：00朝のミーティングを実施後、作業現場に向かった。 10：00頃、等高線に沿って横一列に並び上部から下方に向かって一斉に作業を開始した。 10：30頃、カラマツ枯損木（長さ9m、径8cm）を伐倒したが、隣接するカラマツ（長さ20m、径26cm）にかかり木となったことから、伐採木口から0.8m地点で元玉切りを行ったところ、かかっていた木が外れて被災者に向かって倒れかかり、左肩に当たり被災した。	第5号と同じ
12	中信	H25.11.18 (月) 11:30 頃 22 年	男	61	治山	約 1 ヶ月	伐倒作業 (本数調整伐)	当日、被災者は同僚11名と、本数調整伐作業に従事していた。 8：00朝のミーティングを実施後、作業現場に向かった。 10：00頃、等高線に沿って横一列に並び上部から下方に向かって一斉に作業を開始した。 10：30頃、災害が発生したことから、残った同僚9名と安全ミーティングを行った。 11：30頃、同僚Aは、上部から見て右斜め下方約16m地点にいた被災者を確認した後、カラマツA（長さ16.3m、径20cm）を伐倒しようとしたが、周囲の状況から右上方に伐倒するのが最善と考え伐倒したところ、下方にいたはずの被災者（確認した位置より上部にあるカラマツ枯損木（C）を伐倒するため上部に移動）が伐倒方向（カラマツAから約14m）にいたことから、カラマツの梢端が右肩に当たり被災した。	1. 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。 (2)事業者は、伐木の作業を行なう場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下本条において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行なわせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。 (3)前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。伐倒の合図と退避確認の徹底を行うこと。（労働安全衛生規則第479条） 2. 会員は、立木を伐倒する場合には、立木の樹高の1.5倍の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。（林業木材製造業労働災害防止規程第16条）

平成25年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策

№. 5

番号	署等	発生日時 経年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
13	南 信	H25.11.27 (水) 12:35 頃 30 年	男	74	造 林	約 2 ヶ月	地拵作業 (枝条の 切断)	当日、被災者は同僚8名とチェーンソーを使用しての地拵作業に従事していた。 12時35分頃、被災者は植付予定箇所に突き出ている小径木A(カラマツ末口径3.5cm)を切断していたところ、上方に置いてあった丸太B(カラマツ材長120cm、末口径20cm)が転動してきたので、チェーンソーで押さえ止めようとしたところ止まらなかったため、とっさに出た左手が回転中のチェーンソーの刃にあたり被災した。	1. 業者(労働者)は、造材の作業を行なうときは、転落し、又はすべることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又はすべることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。(労働安全衛生規則 第480条抜粋) 2. 会員は、造材の作業を行う場合には、作業者に、造材しようとする材が転落する危険がないかを点検させ、転落する危険が予想されるときは、杭止め等の措置を講じさせなければならない。 (2)会員は、玉切りした材が転落するおそれがある場合には、作業者に、その材を安定した位置に移すこと等の措置を講じさせなければならない。(林業木材製造業労働災害防止規程第30条)
号 外	東 濃	H25.12.18 (水) 09:05 頃	男	56	造 林	約 2 ヶ月	トラック 運材(育 成受光伐)	当日は、天候が悪いため集造材作業(ヘリ集材)を中止し、2名で運材(積込)作業を行うこととした。 被災者(トラック運転手)は、恵南森林組合の職員(グラップル運転手)とともに、8時45分頃に集材土場に到着し木材の積込作業を行っていた。 9時05分頃、被災者はグラップルでの積込状況をトラックの鳥居に架装された作業床で確認していたが、若干の木直が必要と考え、鳥居のステップから荷台に降りるため作業床(地上高約3m)を助手席側に移動していたところ、バランスを崩したので慌てて飛び降り両足で着地した際に被災した。 ただちに、同僚が恵南森林組合へ携帯電話で災害の発生を連絡するとともに、恵南森林組合の車両で国民健康保険坂下病院へ搬送した。(下山途中、現場巡視にきた監督職員に災害の発生を報告した。)	1. 積み込み作業を行う場合は、常に足場の安全を確認すること。 2. 積み込み作業は、できる限り積荷の上などの高所では行わないこと。 3. 事業者は、最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷を積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が5トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。 (2)前項の作業に従事する労働者は、床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。(労働安全衛生規則 第151条の67) 4. 事業者は、高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。 (2)事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。(労働安全衛生規則 第158条) 5. 事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。(労働安全衛生規則 第526条)

NO. 6

番号	署等	発生日時 経年数	性別	年齢	事業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
14	愛知	H26.1.28 (火) 13:45 頃	男	31	造林	約 40日 枝払い・ 造材作業 (保育間 伐活用型 外)	当日、被災者は現場代理人及び同僚4名と枝払い・造材作業に従事していた。 13時45分頃、被災者が作業道上にて集材木（胸高直径約30cm、樹高約20m）の枝を切り落とした際、勢い余ってチェーンソーの刃が被災者の左足甲内側に当たり受災した。	会員は、斜面で玉切りの作業を行う場合において、材を切り落とすときは、作業者に、材の上方で作業を行わせ、かつ、作業者に、足先を材、チェーンソーの下に入れてさせるはならない。（林業木材製造業労働災害防止規程第32条） 次にチェーンソーによる枝払い作業で注意しなければならない事項としては、ソー・チェーンはもともと枝などの細い部分を切るのに適したものでないので、チェーンソーでの枝払いは十分注意して行わないとバーがおどったり、はねたりして危険である。 事実、枝払い作業中に発生する災害は意外に多い。チェーンソーを使用して枝払い作業を行うときは、次の点に注意し作業すること。 ① チェーンソーを保持するときはどちらか一方の肘を体に着け、腕だけで操作せず膝の屈伸と腰の移動、手首の曲げ操作で切り進むようにする。 ② 自分の位置している側の枝を切り払うときは、グリップ（スロットル）を握る側の右腿でチェーンソーを支え、切り下げのときは膝を曲げバーの下へ足を出さないようにする。足を踏み出すときは必ずすくい切りとする。 ③ バーを枝に当てるときは、ソー・チェーンも高速回転させ、軽く当てるようにすると反発が少ない。 ④ バー先端の上半分で丸くなっている部分は特にキックバック現象の恐れが多いので枝払いには先端部分を使用しないようにつとめる。 伐木造材作業基準（第4-2 枝払い解説抜粋）

平成25年度 請負事業体等における休業4日以上の災害発生状況と対策

NO. 7

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
重大 1	木曾	H25.5.13 (月) 12:15 37 年	男	65	造林	死亡	伐倒作業	当日、被災者は同僚5名とともに8時30分頃から2729に林小班において、伐倒作業（伐倒作業4名、歩道刈払2名）に従事し、11時頃から休憩をとった後、12時頃から伐倒作業に着手した。 12時10分頃、被災者が立木Aを伐倒しようとしている姿を、同僚Aは立木Aから約15mほど斜面右方向で、伐倒に支障となる灌木を処理していたとき確認した。その後、間もなくして同僚Aは「ギー」という音を聞いた。 12時15分頃、しばらくしてもチェーンソーの音が聞こえないので不審に思った同僚Aは、被災者が作業していた付近に行ったところ、伐倒された立木Aの横に倒れている被災者を発見し、声を掛けしたが反応がなかった。 現地の状況から、被災者は以下の②～③の間に何らかの状態で、立木Aに上半身を打たれて受災したものと推定される。 ①被災者は立木B（木曾ヒノキ、胸高直径48cm、樹高23m）の伐倒に立木Aが支障になると考えた。 ②被災者が立木A（ナラ、胸高直径60cm、樹高8.1m、立ち枯れ木）を伐倒したところ、立木Aが倒れるのに伴い立木Aの伐根が根返りを起し、ほぼ同時に、立木Aの斜め右下方2.8mにある立木C（木曾ヒノキ、胸高直径34cm、樹高15m）の枝（地上高約3.5m、直径約8cm）に伐倒した立木Aが当たった。 ③その反動により、立木Aは立木Cの枝を支点として元口側が谷側に向き、林地傾斜44度の斜面を滑り落ちた。	伐倒時における確実な退避の徹底、適切な受け口及び追い口の切り込み、クサビの使用により確実に伐倒方向に倒すなどの措置を講ずる。 1. 事業者は、伐木の作業を行なうときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行なわせなければならない。・・・ (1)伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。・・・ (2)伐倒しようとする立木の胸高直径が四十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口をつくること。・・・（労働安全衛生規則第477条抜粋） 2. 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。（林業木材製造業労働災害防止規程第23条） 3. 会員は、前条の退避場所に通ずる退避路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)枝条、ささ等で退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。・・・（林業木材製造業労働災害防止規程第24条抜粋） 4. 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)受け口の深さは、伐根直径（根張りの部分を除いて算出するものとする。）の4分の1以上とすること。ただし、胸高直径が70センチメートル以上であるときは、3分の1以上とすること。 (2)受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、30度以上45度以下とすること。 (3)追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとする。・・・（林業木材製造業労働災害防止規程第25条） 5. 会員は、伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。（林業木材製造業労働災害防止規程第26条）

平成25年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策

NO. 8

番号	署等	発生日時 経年数	性別	年齢	事業	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
重大2	南木曾	H25.11.16 (土) 12:47 20年	男	72	治山	死亡	伐倒作業	当日、被災者は元請会社社長(以下、社長)と同僚3名(A,B,C)とともに8時30分から作業開始前のミーティングを行った。 ミーティング終了後、9時頃から索道支障木の伐倒作業に従事するため、同僚3名とともに作業に着手し、10時頃に休憩を取った。その後同僚Aは被災者に伐倒する立木を指示したのち、同僚B,Cとともに崩壊地の上部へ移動した。 11時00分頃同僚Aが被災者の作業状況を確認するために降りてきたところ、伐倒中に裂け上がって倒れたと思われる立木A(ミズメ、胸高直径20cm、樹高21m、谷側に20°傾斜)の根元から下方約3.0m地点に仰向けに倒れている被災者を発見し、社長へ携帯電話で災害発生連絡を入れた。 現地の状況から、被災者は立木Aを伐倒するため、受け口を作った後、追い口切りを始めたところ立木Aが裂け上がり、何らかの状態で立木Aに腰部を打たれ被災したものと推定される。	1. 事業者は、伐木の作業を行なうときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行なわせなければならない。ただし、油圧式伐倒機を使用するときは、第一号及び第三号の規定は、適用しない。 (1) 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。(労働安全衛生規則第477条抜粋) 2. 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。(林業木材製造業労働災害防止規程第23条) 3. 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (2) 受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、30度以上45度以下とすること。 (3) 追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとする。 (林業木材製造業労働災害防止規程第25条) 4. 会員は、伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。(林業木材製造業労働災害防止規程第26条) 5. 伐倒方向：樹形、隣接木、地形、風向、風速、伐倒後の作業などを考えて、最も安全な方向を選ぶこと。(伐木造材作業基準第3)
重大3	南信	H25.11.26 (火) 16:10 25年	男	54	治山	死亡	出来型型 枠確認写 真撮影	当日、被災者(現場代理人)は自社社員1名(A)及び下請会社従業員4名(B,C,D,E)と、コンクリート谷止工の型枠組み立て作業に従事していた。 15時50分頃、その日の作業が終了したことから、下請会社従業員(C,D,E)は下山し、残った被災者と自社社員(A)及び下請会社従業員(B)は引き続き簡易な片付け作業に従事していた。 16時00分頃、被災者は型枠出来形の写真撮影(谷止工の最下段部)の準備をしていたところ、突然、右岸袖部の上部から土砂が何らかの原因で崩落し、その下敷きとなった。	1. 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 (2) 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。(労働安全衛生法第21条) 2. 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。 (1) 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること。(労働安全衛生規則第358条) 3. 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。(労働安全衛生規則第361条)